

電子政府推進計画

2006年（平成18年）	8月31日
2007年（平成19年）	8月24日一部改定
2008年（平成20年）	12月25日一部改定

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

目 次

第1 基本的な考え方	1
I 電子政府推進計画の経緯と本計画策定の意義	1
II 目標	1
III 計画期間、対象機関、計画の評価と見直し	2
1 計画期間	2
2 対象機関	2
3 計画の評価と見直し	3
第2 目標達成のための施策	4
I 推進体制の強化	4
1 政府全体の推進体制の強化	4
2 PMO等の各府省内の推進体制の強化	5
3 IT人材育成及び確保	5
4 評価体制の強化	5
5 電子政府評価委員会の評価結果の予算等への反映	6
II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策	7
1 利用者視点に立ったオンライン利用促進	7
(1) オンライン利用の飛躍的拡大	7
① オンライン利用拡大の重点的取組	8
② 重点手続以外の利用促進対象手続	8
③ 新行動計画の着実な実行の確保	8
④ メリハリの効いた取組	9
(2) 国・地方の枠を超えた次世代電子行政サービスの推進	9
① 基本的枠組みの整備	9
② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したオンライン申請利用促進	9
③ 輸出入及び港湾・空港手続のシングルウィンドウサービスの推進	10
④ 自動車保有手続のワンストップサービスの推進	10
(3) 行政情報の電子的提供の充実等	11

①	各府省における行政情報の電子的提供の充実等	11
②	行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化の着実な推進	11
③	e-Gov の拡充、利用者支援等	11
2	全体最適化を目指した業務・システムの最適化	12
(1)	業務・システム最適化のモニタリング等	12
(2)	業務・システム最適化の実施	12
①	人事・給与等業務・システム最適化	13
②	物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費等の各業務・システム最適化	13
③	文書管理業務の業務・システム最適化	14
④	職員等利用者認証業務の業務・システム最適化	14
⑤	各府省に共通するシステムの共同利用化の推進	15
⑥	社会保険業務の業務・システム最適化	15
(3)	GPMO との調整	16
(4)	関連する情報システム間の連携	16
(5)	業務・システム最適化の評価、見直し等	16
3	情報システムに係る政府調達の改善	16
(1)	情報システムの戦略的な調達	16
①	一般競争入札の推進	17
②	分離調達の実施	17
③	標準技術の活用	17
④	情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充	17
(2)	情報システムに係る政府調達のモニタリング等	18
(3)	外部委託の推進	18
(4)	システム開発経費に係る積算の精度の向上	18
(5)	予算要求時の積算の妥当性確保	18
(6)	調達事務の軽減等	18
4	全体最適化に向けた諸課題への取組	18
(1)	情報システムに係る各種情報の把握等	18

①	情報資産台帳の活用	19
②	諸外国の情報把握	19
(2)	情報セキュリティ対策等	19
①	効果的な情報通信技術の導入	19
②	情報セキュリティ対策	19
③	電子政府の情報セキュリティを企画・設計段階から確保するための 方策の強化	20
④	ハッシュ関数 SHA-1 及び公開鍵暗号方式 RSA1024 の安全性低下への対応	20
⑤	職員用 ICカード身分証・入退館ゲートの早期整備・導入	20
⑥	個人情報保護対策	20
Ⅲ	関係機関との連携	21
1	国、独立行政法人等を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進	21
(1)	独立行政法人等の業務・システム最適化	21
(2)	「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」における意見交換、情報 の共有	21
2	国、地方公共団体を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進	21
3	国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力	22

第1 基本的な考え方

I 電子政府推進計画の経緯と本計画策定の意義

電子政府に関しては、これまで「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）等に基づき、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組、電子政府の推進体制の整備・充実のための取組等を行ってきたところである。

これらの取組による成果を踏まえつつ、2006年（平成18年）1月19日には、IT戦略本部において、2010年度（平成22年度）のITによる改革の完成に向けた「IT新改革戦略」が策定され、ITの構造改革力を追求する政策の一つとして、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現が掲げられた。

IT新改革戦略では、国民・企業等による電子政府の利用が進んでいないことや、ITの活用が業務改革に十分結びついていないこと、その実施体制が不十分であることが課題とされ、行政分野へのIT活用は、経費の削減、業務処理時間・定員の削減等業務の効率化など行財政改革に資するものであることが前提であるとされた。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）においても、電子政府に関して、徹底した歳出削減に取り組むべきことなどが示されたところである。

さらに、2008年（平成20年）6月11日、IT戦略本部において、電子政府推進のためのアクションプラン（工程表）を含む「IT政策ロードマップ」が策定され、2008年（平成20年）8月20日には、これらを具体化した「重点計画-2008」が策定されたところである。

以上を踏まえ、今後の電子政府に係る各種施策を、PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Act（改善））サイクルの確立により着実に実施し、成果を確実なものとするため、「各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議」（以下「CIO連絡会議」という。）において「重点計画-2008」等に基づく実施計画として各施策の具体的な工程を示した「電子政府推進計画」の改定を行う。

II 目標

本計画においては、費用対効果の観点に立ったPDCAサイクルによる工程管理体制を確立し、2010年度（平成22年度）までに、次に掲げる目標の達成を目指すものとする。

- 1 国に対する申請・届出等手続について、利用者視点に立った抜本的見直し・改善等を進め、オンライン利用の飛躍的な拡大を図る。
- 2 2008年（平成20年）6月4日に次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおいて策定された「次世代電子行政サービス(e ワンストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン」に基づき、引越や退職に関する先行的ワンストップ化を推進するため、実証実験を開始するとともに、添付書類の大幅な省略を実現するため、国・地方を問わず行政機関相互で行政情報を共同利用できる仕組みについて検討を行い、2010年度（平成22年度）を目途に次世代のワンストップ電子行政サービスの標準モデルを構築し、実用化を目指す。
- 3 業務・システム最適化の着実な実施による行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図る。
- 4 個々の業務・システムや府省内における最適化にとどまらず、簡素で効率的な政府の実現を図るため、政府全体として、業務・システムの共通化、集中化、共同利用化等の更なる最適化を推進する。
- 5 情報システムの高度化を図るとともに、安全性・信頼性を確保する。

Ⅲ 計画期間、対象機関、計画の評価と見直し

1 計画期間

2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）末までの5か年計画とする。

2 対象機関

CIO 連絡会議を構成する、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働

省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省とする。

3 計画の評価と見直し

毎年度、計画の進捗状況等を電子政府評価委員会に報告し、同委員会の評価結果等を踏まえ、予算編成日程等を勘案しつつ、必要に応じて本計画を見直すこととする。

第2 目標達成のための施策

I 推進体制の強化

電子政府の推進体制の強化については、電子政府評価委員会を始め、府省共通業務・システム（一部関係府省業務・システムを含む。以下同じ。）等の最適化の調整を担う内閣官房情報通信技術（IT）担当室電子政府推進管理室（GPMO：イーガバメント・プロモーション・アンド・マネジメント・オフィス）（以下「GPMO」という。）や各府省における全体管理組織（PMO：プログラム・マネジメント・オフィス）（以下「PMO」という。）が設置され、利用促進計画の見直しや各最適化実施状況等の評価に基づく見直しを行っているところである。

今後は、これらの各組織においてオンライン利用率の大幅な向上や最適化効果の可能な限り早期の実現などの目標の達成に向け、これまでの取組に加え、専門的な視点、利用者の視点及び費用対効果の観点からの更なる厳正な審査・評価などを実施し、限りある資源の選択と集中を図ることで電子政府の成果を確実なものとする必要がある。

このため、以下のとおり、電子政府の推進体制の一層の強化を図るものとする。

なお、電子政府に関する取組を政府内で横断的・一体的に推進するため、内閣官房、総務省を始めとする関係機関間において一層の連携を図ることも必要である。

1 政府全体の推進体制の強化

府省共通業務・システムに係る開発及び運用を円滑かつ効果的に実施するためには、府省共通システム間の連携・調整不足に起因する作業の手戻り、重複、工程遅延等の問題が発生しないよう、システム相互の連携状況を明確化し、担当府省同士が共通の認識の下で十分な連携・調整を図りつつ取組を進めていくことが重要である。このため、GPMOは、府省共通システム担当府省連携・調整会議等を引き続き活用しつつ、担当府省及び関係府省の協力の下、システム相互の関連性、連携する各システムの最適化の進捗状況等を考慮の上、設計・開発・運用に係る工程管理、仕様の調整、費用対効果の確認等を行い、担当府省間のより一層の連携・調整を図る。

旅費、物品調達などの政府の内部管理業務については、2008年（平成20年）4月18日に内閣官房に内部管理業務の抜本的効率化検討チームを設置し、また、国・地方公共団体の申請・届出等手続のオンライン利用については、2008年（平成20年）6月24日に内閣官房にオンライン利用拡大検討チームを設置して、それぞれの取組の推進を図る。

2 PMO等の各府省内の推進体制の強化

各府省のPMOは、各府省情報化統括責任者（CIO）の強いリーダーシップの下、CIO補佐官が有する専門的・技術的知識、能力及び経験を積極的に活用しながら、府省内の情報システムに関する調整、企画、実施、評価、予算及び調達、申請・届出等手続におけるオンライン利用促進等電子政府に係る施策について責任を持って統括する。

また、各府省は、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「最適化指針」という。）において整備することとされている、各業務・システム最適化の統括・推進等を行う個別管理組織（PJMO：プロジェクト・マネジメント・オフィス）（以下「PJMO」という。）及びPMOについて、その活動状況等を踏まえ、必要に応じ外部専門家の更なる活用や登用などを行い、府省内の推進体制の強化を図る。

特に、多くの業務・システムにおいて、最適化計画に基づき業務の見直しを含む情報システムの見直しを実施する局面にあることから、システム開発などのプロジェクト・マネジメントの実務経験や、情報システムに係る調達に関する能力及び安全性・信頼性の改善に関する能力並びにこれらの実務経験を持つ外部専門家の確保に努める。

3 IT人材育成及び確保

PMOだけでなく各業務・システム最適化を実施するPJMOにおいてもCIO補佐官級の内部の人材を全政府的に育成するため、各府省は、「行政機関におけるIT人材の育成・確保指針」（2007年（平成19年）4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「IT人材育成・確保指針」という。）及び「行政機関におけるIT人材育成・確保実行計画」に基づき、具体的な措置を講ずる。

その際、各府省は、情報システム統一研修を積極的に活用し、総務省は研修実績を踏まえつつ、必要に応じ、情報システム統一研修の研修コースの見直し、研修カリキュラムの充実等を図る。

4 評価体制の強化

各府省のPMOは、各業務・システム最適化実施状況及び各PJMOの業務・システム最適化実施の評価結果について、可能な限り客観的に調査・分析を行った上で、各業務・シ

システム最適化の全体について総合評価を行う。また、評価結果を次年度の予算や組織・定員管理等に反映できるよう、毎年8月末までのできる限り早期に、府省共通業務・システムの評価結果については、CIO 連絡会議において決定し、個別府省業務・システムの評価結果については、各府省の情報化推進委員会等において決定の上、CIO 連絡会議に報告する。

なお、各府省のPMOは、各府省のオンライン利用促進の取組状況を定期的に把握の上、これを評価してその結果を利用率の向上に向けた施策に適宜反映させるものとする。

また、各府省は、毎年度、オンライン利用促進や業務・システム最適化、PMOの活動状況等の電子政府の取組について、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告し、専門的な視点、利用者の視点及び費用対効果の観点からの厳正な審査・評価等を受ける。

社会保険オンラインシステムについては、2007年（平成19年）12月4日に電子政府評価委員会の下に設置された社会保険オンラインシステム最適化評価ワーキンググループが行う、ITガバナンスの強化、年金記録の管理にとって適切かつ効率的なシステム開発など最適化に関する専門技術的な点検・評価を受けつつ、最適化を推進する。

5 電子政府評価委員会の評価結果の予算等への反映

各府省は、電子政府評価委員会の評価の結果を予算や組織・定員等の概算要求に反映する。

II 費用対効果等を踏まえた成果重視施策

行政手続のオンライン利用の促進や業務・システムの最適化等を推進するため、電子政府を推進するための税制の創設や手数料の引下げ等のインセンティブ措置の導入や、添付書類の原則省略、本人確認方法の簡略化やシステムの改修などの取組を関係府省において進めるとともに、それぞれの業務・システム最適化計画に示された運用経費及び業務処理時間の削減を最低限の目標とし、業務・システム最適化を推進しているところである。

今後とも、効率的な電子政府を目指し、電子政府評価委員会の評価結果も踏まえつつ、IT新改革戦略に記載された①情報システム関係経費や業務処理時間・定員の削減が見込まれるなど行財政改革に資する、②最適化計画等の適切な整備計画に基づく、③利便性の向上に寄与する、との要件を満たすことを原則とし、限られた人員及び予算の中で、費用対効果の観点等からみて確実に成果が上がるということが認められる施策に限り行うこととする。

1 利用者視点に立ったオンライン利用促進

(1) オンライン利用の飛躍的拡大

IT新改革戦略で掲げた「オンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」との目標を達成するため、2008年度（平成20年度）までの3年間を目標期間とした「オンライン利用促進のための行動計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、本人確認方法の簡略化、添付書類の省略、手数料の軽減や税制措置等の具体的改善措置に取り組んだ結果、国の行政手続全体で、オンライン利用率は、2006年度（平成18年度）末の15.3%から2007年度（平成19年度）末の20.5%へと上昇したが、オンライン利用は依然低調である。

このため、オンライン利用の飛躍的拡大を図るため、2008年（平成20年）9月12日、2009年度（平成21年度）から2011年度（23年度）までの間に講ずる措置を定めた「オンライン利用拡大行動計画」（以下「新行動計画」という。）がIT戦略本部において決定され、これまでの国の行政手続におけるオンライン利用促進の取組を抜本的に見直し、対象を国民に広く利用されている手続に重点化し、新たな目標を設定して、オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講ずることとなった。

今後は、新行動計画に基づき、重点手続を中心に、以下の取組を強力に推進する。

新行動計画に示されたオンライン利用拡大方策のうち、可能なものについては2008年度（平成20年度）中から迅速に取組を進める。

① オンライン利用拡大の重点的取組

新行動計画に基づき、重点手続について、オンラインのメリットの拡大、使い勝手の向上、普及啓発・利用者支援等に取り組むとともに、手続の所管府省のみの改善努力によっては解決が困難である課題や複数の行政手続にまたがる共通の課題に積極的に取り組む。特に、電子政府の手続に応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、2008年（平成20年）10月に設置された電子政府ガイドライン作成検討会において有識者を含めた検討を行い、年度内に一定の方向性をとりまとめることとする。これらの取組を通じて、重点手続全体で2013年度（平成25年度）末にオンライン利用率72%以上、重点手続のうち取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続全体では2011年度（平成23年度）末にオンライン利用率66%以上の実現を目指す。

② 重点手続以外の利用促進対象手続

現行計画における利用促進対象手続のうち重点手続とならなかったものについては、原則2010年度（平成22年度）に利用促進対象手続全体でオンライン利用率が50%以上を達成することを目標に、新行動計画も踏まえつつ、手続所管府省において取組を進める。

③ 新行動計画の着実な実行の確保

新行動計画の着実な実行を確保するため、総務省は、計画の実施状況を厳格にチェックし、計画に盛り込まれた具体的な取組の推進の徹底を図るとともに、オンライン利用状況を定期的に把握し、公表する。

また、オンライン利用促進の取組におけるPDCAサイクルを確立するため、内閣官房及び総務省並びに関係府省は、厳格な評価が可能となるよう、重点手続ごとの取組の実施状況、障害となっている要因の解消に向けた取組状況及びオンライン利用状況を定期的に電子政府評価委員会に報告する。内閣官房及び総務省並びに各手続所管府省は、電子政府評価委員会の評価結果を適切に施策に反映させる観点から、取組及び新行動計画の見直しを行う。

④ メリハリの効いた取組

文部科学省及び防衛省のオンライン申請・届出等受付システムについては、利用率が極めて低調で、今後とも改善の見込みがない状況にあり、電子政府評価委員会の評価及び国民からの意見も踏まえ、2009年度（平成21年度）からシステムを停止することとする。内閣官房及び総務省は、2009年度（平成21年度）以降も、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲を見直して電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、システム停止の是非について結論を得ることとする。

(2) 国・地方の枠を超えた次世代電子行政サービスの推進

「次世代電子行政サービス（e ワンストップサービス）の実現に向けたグランドデザイン」に基づき、まず、引越と退職手続についてのワンストップ化について、2010年度（平成22年度）を目途に標準モデルを構築し、実用化を目指す。さらに、国民の求めに応じて行政機関相互で各種の行政情報を共同利用できる新たな仕組みを設け、国民・企業の負担となっている行政手続上の添付書類の廃止・省略に向けた取組を進める。

① 基本的枠組みの整備

行政事務の電子的処理を原則化するとともに、行政手続のオンライン利用を飛躍的に拡大し、次世代のワンストップ電子政府の実現に資する基盤を整備するため、行政手続オンライン化法を全面改正することにより、電子政府を強力に推進するための新たな通則法を整備する。また、我が国全体として電子政府を総合的に推進する「司令塔」機能も併せて強化する。

このため、内閣官房と総務省が協力して必要な法案（電子行政推進法（仮称））を準備し、2009年（平成21年）の通常国会に提出することを目指す。

② 電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用したオンライン申請利用促進

各府省の汎用受付等システム等については、2007年度（平成19年度）末現在、11府省が電子政府の総合窓口（e-Gov）（以下「e-Gov」という。）窓口システムへの移行を完了している。移行が完了していない4府省は、システムの見直しスケジュール等を踏まえ、費用対効果にも配慮しつつ、汎用受付等システム等のe-Gov窓口システムへの移行を進め、2008年度（平成20年度）末までに1府省、2009年度（平

成 21 年度) 末までに 2 府省、2010 年度 (平成 22 年度) 以降に 1 府省の移行完了を目指すこととする。

総務省は、e-Gov 窓口システムについて、2008 年度 (平成 20 年度) 中に、現行の申請書作成機能に申請者が別途作成した申請書等を一括して e-Gov 窓口システムに送信可能とする機能を加えるとともに、その API (外部連携インターフェース) を公開するなど、国民等利用者の使い勝手の向上に有効な機能拡充等の必要な措置を講ずる。

また、e-Gov 窓口システムの操作を模擬的に体験できる電子申請体験システムに社会保険・労働保険関係の手続を追加し、これを活用した広報、普及活動を行うなど、e-Gov 窓口システムの更なる利用促進を図る。

③ 輸出入及び港湾・空港手続のシングルウィンドウサービスの推進

「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、2008 年 (平成 20 年) 10 月から運用を開始したシングルウィンドウサービス (府省共通ポータル) に未対応の空港関係手続等については、2009 年度 (平成 21 年度) 内を目途にシングルウィンドウサービスを実現することを目指す。この際、利用者の視点に立って、入力項目の簡素化、国際標準への準拠等に十分配慮する。

さらに、「貿易手続改革プログラム」(平成 19 年 5 月 14 日アジア・ゲートウェイ戦略会議「物流 (貿易関連手続等) に関する検討会」) に基づき、主要港や地方港によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化を進めるとともに、2009 年 (平成 21 年) 10 月より次世代シングルウィンドウシステムへ申請項目を追加するなど、真に利便性の高いシステムが実現されるよう、利用者の視点に立って継続的な見直しを行う。

④ 自動車保有手続のワンストップサービスの推進

2005 年 (平成 17 年) 12 月に東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の 4 都府県で開始した自動車保有手続のワンストップサービスの稼働地域は、現在、岩手県、群馬県、茨城県、埼玉県、静岡県、兵庫県を加え 10 都府県に拡大された。警察庁、総務省及び国土交通省は、今後も更なる拡大を目指し、地方公共団体に対して、ワンストップサービスの早期稼働、利用率向上に向けた取組を要請する。

同手続の利用促進を図るため、2007 年度（平成 19 年度）において、公的個人認証を利用せずに印鑑証明書等を活用した申請を可能とするようシステム改修を行った。2008 年度（平成 20 年度）以降、利用見込み等の調査を行い、利用率が 50%を超える見込みのある手続についてはワンストップサービス対象手続として順次拡大する。また、広報・普及活動として、インセンティブ措置である自動車販売店の代行手数料の引下げについて、業界団体等を通じて PR していく。

(3) 行政情報の電子的提供の充実等

① 各府省における行政情報の電子的提供の充実等

各府省は、引き続き、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JISX8341-3）（以下「ウェブコンテンツ JIS」と言う。）を踏まえた高齢者・障害者に配慮したホームページの作成等を進め、すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい行政情報の電子的提供に努めるとともに、より利用者のニーズに合わせた有用なコンテンツなど関連情報の提供等を逐次実施し、その充実・促進を図る。

② 行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化の着実な推進

各府省は、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」（2005 年（平成 17 年）8 月 24 日各府省情報化統括責任者(C10)連絡会議決定、2008 年（平成 20 年）8 月 29 日改定）に基づく各府省の複数の情報提供サイトに係るインターネット接続口及び機器等の集約の取組については、2007 年度（平成 19 年度）末現在、9 府省が実施完了している。これらの集約及び見直しを完了していない 10 府省においては 2010 年度（平成 22 年度）までに、引き続き、情報提供サイトの集約を進める。また、同最適化計画に基づく各府省の共通的なデータベースの見直しの取組については、2007 年度（平成 19 年度）末現在、17 府省が実施完了している。この見直しを完了していない府省においては 2008 年度（平成 20 年度）末までに、共通的なデータベースの見直しを進める。

③ e-Gov の拡充、利用者支援等

総務省は、国民等利用者が必要な行政情報に円滑に到達可能となるよう、e-Gov

について、2008年度（平成20年度）中に各府省等の協力を得つつ、現行の手續案内のキーワード検索の画面上に分野別等の検索機能を追加するなどの検索機能の充実・強化を図るとともに、引き続き、関係機関、地方公共団体の提供する情報との連携を図るほか、英語版 e-Gov ホームページの作成及び携帯電話等モバイル機器による e-Gov の利用について検討する。

また、e-Gov の利用者支援を行う電子政府利用支援センターについて、国民等利用者からの問い合わせに的確かつ可能な限り一次的に対応が行えるよう、引き続き、FAQ（よくある問い合わせと回答）を充実させるなど、迅速な回答・案内を行うために必要な措置を講ずる。

e-Gov については、より多くの国民に活用されるポータルサイトを目指して、ウェブコンテンツ JIS を踏まえた高齢者・障害者に配慮したホームページの作成等すべての人々の利用しやすさなどに配慮しつつ、引き続き、分かりやすさの向上や周知に努める。

2 全体最適化を目指した業務・システムの最適化

(1) 業務・システム最適化のモニタリング等

総務省は、最適化指針との整合性確保等の観点から、CIO 連絡会議の下、引き続き、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、各府省からの最適化の進捗状況報告等を通じて、最適化計画に基づく業務見直し等の最適化の進捗状況や経費削減などの効果の発現状況を確認するなどのモニタリングを行う。また、その結果を電子政府評価委員会に報告することにより、同委員会における各府省の取組状況の評価・公表に資する。

各制度官庁においては、電子政府評価委員会の評価の結果を予算や組織・定員管理等に活用する。

(2) 業務・システム最適化の実施

各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。

各府省における各業務・システムの最適化の実施に当たっては、業務処理の標準化、手続の簡素化、職員による判断を必要としない業務の積極的な外部委託等の徹底した業務の見直しを民間の先駆的事例を参考にシステム化に先行して実施した上で、電子決裁の推進など行政事務の電子的処理の推進を図る。

また、いわゆる国の旧式（レガシー）システム^(注)（以下「レガシーシステム」という。）については、引き続き、特定の事業者に依存しないオープンシステムへの移行等のシステム構成の見直し、随意契約から一般競争入札への移行等の調達方法の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

(注) 中央省庁において、年間10億円以上の経費を要する情報システムであって、次のいずれかに該当するもの。

- ①汎用コンピュータ、オフコン（開発事業者独自のオペレーションシステムを搭載した中型コンピュータ）を使用したシステム及びこれらに接続するためのシステム
- ②平成6年以降、随意契約が継続しているシステム

① 人事・給与等業務・システム最適化

人事・給与等業務・システムについては、より一層の効果を上げる観点から、それまでの各府省が個別に導入することを前提とした開発を見直し、原則として、集中管理方式へ移行することとし、担当府省において必要なシステム改修を行うこととする。このため、各府省は個々に整備・運用していた既存のシステムを廃止し、原則として、2010年度末（平成22年度末）までに集中管理方式の人事・給与関係業務情報システムを導入するものとする。

② 物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費等の各業務・システム最適化

物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費等の行政内部の管理業務については、徹底した業務の見直しを行った上で、ITを活用した抜本的な効率化を実現するため、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」(2008年（平成20年）5月30日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定)に基づいて設置された官民合同実務家タスクフォースにおいて、業務改革（BPR）に係る必要な検討を行い、業務・システム最適化を積極的に推進する。

特に、旅費業務については、各府省の規程類等を統一化・標準化するために策定

した「旅費業務に関する標準マニュアル」(2008年(平成20年)11月14日各府省等申合せ)に基づき、その抜本的効率化を図るものとし、各府省は、遅くとも2008年度(平成20年度)中に、当該標準マニュアルに沿って旅費業務に係る規程類等を改正する。

また、物品管理、謝金・諸手当及び旅費業務については、システム化方式をそれぞれの業務毎に市販のパッケージソフトを活用する方式へと変更し、これを踏まえた最適化計画等を策定するとともに、開発・運用主体である経済産業省におけるシステムの開発について、効率的かつ円滑な実施を確保する観点から、関係府省からなる内部管理業務システム開発検討プロジェクトチームを設置する。物品調達業務については担当府省を総務省とし、役務、物品等の調達に係る国の内部手続を原則電子化し、事務処理の迅速化・合理化を図ることとする。なお、システム化の対象が物品に限らないことから、業務・システム名を、「調達業務」に改める。

③ 文書管理業務の業務・システム最適化

「文書管理業務の業務・システム最適化計画」(2007年(平成19年)4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、2008年(平成20年)2月13日改定)に基づき、2008年度(平成20年度)末までに、政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムを整備する。

各府省は、現在運用している総合的な文書管理システムの契約期間等を踏まえ、段階的に一元的な文書管理システムへの移行を実施するとともに、それぞれ整備・運用している総合的な文書管理システムは廃止する。

また、各府省は、供覧・決裁に係る案件については、文書管理規則をはじめとする関係規定の見直し等を行い、原則として一元的な文書管理システムを利用して電子的に行うなど業務の効率化・高度化を図る観点から一元的な文書管理システムを最大限活用し、これとともに、総務省は、業務の一貫した電子的処理を実現し、更なる業務の効率化・高度化を図るための活用方策について検討を行う。

④ 職員等利用者認証業務の業務・システム最適化

「職員等利用者認証業務の業務・システム最適化計画」(2007年(平成19年)4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、2008年(平成20年)2月13

日改定)に基づき、「職員等利用者認証業務の業務・システム最適化に係る利用者認証情報の体系及び利用者認証に係る管理業務の標準化ガイドライン」(平成20年3月13日共通システム専門部会了承)及び「職員等利用者共通認証基盤連携仕様書」(平成20年3月13日共通システム専門部会了承)を踏まえ、2008年度(平成20年度)末までに、識別コード(ID)、パスワードなどの利用者認証情報の体系及び利用者認証機能等を政府全体で共通化し、一元的に管理・提供するため、職員等利用者共通認証基盤(「GIMA」(Government Identity Management for Authentication))を整備する。

これらにより、利用者認証に係る業務・システムの効率化、安全性・信頼性向上及び職員等利用者の利便性向上を図る。

⑤ 各府省に共通するシステムの共同利用化の推進

「共同利用システム基盤の業務・システム最適化計画」(2008年(平成20年)2月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、2008年度末までに政府全体で利用可能な基盤機能及び施設・設備を具備する共同利用システム基盤を整備し、職員等利用者共通認証基盤、一元的な文書管理システム、電子政府の総合窓口(e-Gov)、人事・給与関係業務情報システム等のシステムに対し、基盤機能等を提供する。

これにより、個々の業務・システム最適化の実現だけでなく、政府全体レベルにおける業務・システム最適化を実現させ、更なる最適化の推進を図る。

共同利用システム基盤の運用に関しては、当面、総務省が行うが、当該基盤の運用等をより効率的かつ確実に実施する観点から、「電子行政推進法(仮称)」の検討と併せ、公的な主体にアウトソーシングすることも含め、実施体制の在り方について検討する。

⑥ 社会保険業務の業務・システム最適化

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)については、現行システムの機能に係る年金記録問題検証委員会による検証結果を今後の設計、開発及び運用に反映すること等の同委員会の指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うこととするなど、最適化の進め方を見直す。

(3) GPMO との調整

府省共通業務・システムの担当府省は、府省共通業務・システムの最適化を推進するに当たり、総合調整機能を担う GPMO と十分な調整を行うものとする。

(4) 関連する情報システム間の連携

政府全体の最適化を推進するため、府省共通業務・システム担当府省は、担当する情報システムと関連する他の府省共通業務・システム等との間で、必要に応じて府省共通システム担当府省連携・調整会議等を活用しつつ、システム相互にやり取りされるデータ項目や連携方法等を含めた仕様調整を行うなど積極的な連携を図る。

(5) 業務・システム最適化の評価、見直し等

業務・システムの最適化の取組は、一過性のものでなく、最新の技術動向等を踏まえ、PDCA サイクルによる不断の改善を通じ、個々の業務・システムの最適化にとどまらず、全体最適の観点から、更なる最適化の拡大・推進を図る必要があることから、各府省においては、最適化指針に沿って毎年度の最適化実施状況の把握・評価等を行う（府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては担当府省が中心となる）。また、毎年度の各業務・システムの最適化実施状況及びその評価等について、電子政府評価委員会からの求めに応じて報告する。

目標値等を達成できない場合には、各府省の PMO の評価結果や電子政府評価委員会の評価結果も厳正に受けて、システム開発の中止、業務・システムの廃止を含めた見直しを直ちに行う。

3 情報システムに係る政府調達改善

(1) 情報システムの戦略的な調達

各府省は、調達手続のより一層の透明性・公平性を確保し、技術力のある企業に対する競争参加機会の拡充等を図るため、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（2007 年（平成 19 年）3 月 1 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「調達指針」という。）に基づく下記の取組を含め、国庫債務負担行為の活用等情報システムの戦略的な調達のための具体的取組を強力に推進する。

① 一般競争入札の推進

各府省は、情報システムに係る政府調達については、原則として、一般競争入札による調達手続を行うこととされていることを踏まえ、随意契約から一般競争入札への移行など契約形態の適正化を徹底する。

② 分離調達の実施

各府省は、設計・開発の予定価格が5億円以上と見込まれる特定情報システムについては、調達計画書に沿って、原則として、情報システムの方式による分離調達、ハードウェアとソフトウェアの分離調達及び運用・保守等の工程の分離調達を実施する。

③ 標準技術の活用

各府省は、調達仕様書の明確化と中立性確保のため、調達仕様書の内容について、提案に不可欠な情報を具体的・網羅的に記載するとともに、オープンな標準に基づく要求要件の記載を優先することとする。

経済産業省は、政府の情報システムの調達において、特定事業者の独自技術によらない、オープンな技術標準に基づく調達を促進するため、各省庁の情報システム調達担当官等が参照することのできるガイド（技術参照モデル（TRM））を2008年度（平成20年度）に策定し、普及に向けて検討を行う。

なお、ソフトウェアの調達に当たっては、最適化指針に沿って、汎用パッケージソフトウェアの優先的な活用を検討する。

④ 情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充

情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充等を通じて調達仕様書等の情報共有を図ることにより、調達業務の標準化・効率化を推進するため、総務省は、情報システムに係る政府調達事例データベースについて、2008年度（平成20年度）末までに改修を行い、調達計画書、調達仕様書案等を登録できるようにする。各府省は、2009年度（平成21年度）以降、調達計画書等を同データベースに着実に登録する。

(2) 情報システムに係る政府調達モニタリング等

内閣官房は、調達指針に基づき、総務省の協力を得て、調達指針に基づく取組の実施状況に係るフォローアップを行う。

また、総務省は、事業者等からの苦情の受付、各府省の調達担当課室に対する調達計画書及び調達仕様書についての助言等のモニタリングを行うとともに、フォローアップ結果等を踏まえ、より効率的な調達指針の運用を図る。

(3) 外部委託の推進

各府省は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえてセキュリティを確保しつつ、職員による判断を必要とする業務を除き、引き続き積極的に外部委託を推進する。

(4) システム開発経費に係る積算の精度の向上

政府全体として統一的にシステム開発経費に係る積算の精度を向上するため、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、毎年度のシステム開発経費標準積算書の報告等の各府省からの協力を得て、システム開発規模、所要工数、費用等について、継続的に調査・分析を行い、システム開発経費に係る積算の精度の向上の実現に向けた検討を行う。

(5) 予算要求時の積算の妥当性確保

各府省は、予算要求に当たり、複数業者から見積等の情報を入手するなど、引き続き積算の妥当性の確保に努める。

(6) 調達事務の軽減等

事業者側と府省側双方の調達に係る事務負担軽減等を図るため、各府省は、競争入札を行うに当たっては、電子入札システムによることを原則とするなどの措置を講ずる。

4 全体最適化に向けた諸課題への取組

(1) 情報システムに係る各種情報の把握等

① 情報資産台帳の活用

各府省の PMO は、府省内の業務・システムを網羅的に把握するため、情報資産（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等）に関する情報を記載した情報資産台帳を整備しているところであるが、未整備の府省においては、2008 年度（平成 20 年度）中にその整備を完了する。

各府省は情報資産台帳を適切に維持管理し、既存の業務・システムの対象範囲の見直し、小規模業務・システムの見直し等、更なる最適化の拡大・推進に活用する。

② 諸外国の情報把握

総務省は、電子政府の主要国の実情を把握し、我が国の電子政府における PDCA サイクルの確保・運用等に活用する。

(2) 情報セキュリティ対策等

① 効果的な情報通信技術の導入

各府省は、IPv6 等普及が見込まれる情報通信技術について、適用する範囲とその効果を明確にした上で、その効果的な導入を図る。

IPv6 については、各府省は、「電子政府システムの IPv6 対応に向けたガイドライン」（2007 年（平成 19 年）3 月 30 日総務省）を参考として策定する IPv6 対応化のための具体的な計画において、対応すべき範囲、対応化による効果、移行スケジュール等の具体化を進める。

特に、電子政府システムをはじめとする外部と直接通信を行う情報システムについては、IPv4 アドレス在庫が 2011 年（平成 23 年）初頭にも枯渇する可能性があることを踏まえ、原則として 2010 年（平成 22 年）までに IPv6 対応化を図るべく、移行スケジュールの具体化を行う。

② 情報セキュリティ対策

各府省は、情報セキュリティ対策の PDCA サイクルを定着させるため、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（情報セキュリティ政策会議決定）等に沿って、各府省自らが実施する自己点検及び監査、並びに内閣官房情報セキュリティセンターが実施する検査・評価を踏まえ、情報セキュリティ対策の改善措置を適

切に講ずる。

また、各府省は、各府省情報セキュリティ対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき情報セキュリティ対策のための具体的措置を引き続き実施し、情報システムの安全性・信頼性の確保を着実に進める。

③ 電子政府の情報セキュリティを企画・設計段階から確保するための方策の強化

電子政府として構築が進みつつある各種業務・システムに適切に情報セキュリティ要件が取り入れられることは必要不可欠であり、情報セキュリティを基本コンセプトとして取り入れた情報システムの企画・設計が行われるための方策について検討を進め、得られた成果を政府機関政策に反映する。

④ ハッシュ関数 SHA-1 及び公開鍵暗号方式 RSA1024 の安全性低下への対応

内閣官房、総務省及び各府省は、「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズム SHA-1 及び RSA1024 に係る移行指針」（平成 20 年 4 月 22 日情報セキュリティ政策会議決定）に従った取組を推進する。

また、総務省及び経済産業省は、現在使用されている SHA-1 及び RSA1024 並びに新たに使用する SHA-256 及び RSA2048 の安全性について引き続き監視し、内閣官房は、必要な情報を速やかに各府省に提供する。

⑤ 職員用 IC カード身分証・入退館ゲートの早期整備・導入

「政府関係者等への攻撃等に対する危機管理体制について（申し合わせ）」（2008 年（平成 20 年）12 月 4 日副大臣会議）に基づき、職員用 IC カード身分証を利用した入退館ゲート及び入退館管理システムを、これまでに未整備の中央庁舎及びこれまでは整備の対象としていなかった全国の主要な合同庁舎等についても、原則として 2008 年度（平成 20 年度）中に整備・導入する。

⑥ 個人情報保護対策

総務省及び各府省は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）の運用状況等に関する情報を共有するとともに、制度の適切な運用を確保していくために必要な検討を行っていくこととする。

また、法の運用状況等を踏まえ、広報資料の配布や職員への教育研修等を行い、同法の趣旨及び内容等の周知徹底を図ることとする。

Ⅲ 関係機関との連携

1 国、独立行政法人等を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進

(1) 独立行政法人等の業務・システム最適化

独立行政法人等（国立大学法人を含む。）を所管する府省においては、独立行政法人等の業務・システムの最適化を実現するため、国の行政機関の取組に準じて、主要な業務・システム（年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上）について、最適化計画を策定し、中期計画や最適化計画等に沿って最適化を着実に実施し、情報システム関係経費削減などの効果を可能な限り早期に発現するなど業務運営の効率化・合理化を推進するよう独立行政法人等に要請するとともに、必要な支援等を行い、連携を図る。

あわせて、調達指針に準じた調達改善の取組の実施、システムの調達の原則競争入札化、ハードウェアとソフトウェアの分離調達の検討、情報システムに係る政府調達事例データベースへの調達案件の登録、内部人材の全体的なレベルアップ等を要請するとともに、必要な支援等を行い、連携を図る。

これらの独立行政法人等の業務・システムに関する取組状況については、総務省が毎年把握する。

(2) 「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」における意見交換、情報の共有

国、独立行政法人等を通ずる行政の情報化に総合的・一体的に取り組むため、「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」において、独立行政法人等に横断的な課題や国と独立行政法人等に共通の課題等について検討する。

総務省は、毎年の独立行政法人等の業務・システムに関する取組状況を「電子行政推進国・独立行政法人等協議会」に報告する。

2 国、地方公共団体を通ずる電子行政の総合的・一体的な推進

国・地方公共団体を通ずる業務・システムの最適化の取組等について、「電子行政推進国・地方公共団体協議会」において、引き続き、意見の交換、情報の共有を行う。

また、次世代のワンストップ電子行政サービスの実現に資する観点から、地方公共団体の業務の標準化や、地方公共団体への次世代電子行政サービス基盤の導入実施等を促進する。

3 国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力

国会、裁判所等国の行政機関以外の機関と国の行政機関を通ずる業務・システムの最適化の取組等について、引き続き、これら機関との連携協力により、費用対効果の観点に立った効果的・効率的な電子政府の実現を図る。